

防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第一号通所事業生活維持・地域型サービス実施要綱

平成29年2月23日制定

(目的)

第1条 この要綱は、地域の既存施設等で介護予防に資する通所事業を行うことにより、地域における介護予防及び日常生活支援の拠点づくりに寄与することを目的に、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）に定める第1号通所事業生活維持・地域型サービス（以下「生活維持・地域型サービス」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び要綱の例による。

(実施主体)

第3条 生活維持・地域型サービスの実施主体は、防府市とする。ただし、法第115条の47第4項の規定に基づく施行規則第140条の69の規定に適合する者に対して委託する。

(利用対象者)

第4条 生活維持・地域型サービスを利用できる者は、要支援認定を受けた第1号被保険者及び平成27年厚生労働省告示第197号に定める基本チェックリストの記入内容が告示に定める事業対象者基準に該当した第1号被保険者とする。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第5条 生活維持・地域型サービスの実施に係る人員、設備及び運営に関する基準は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号通所事業生活維持型に係る人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱に準じる。

(委託料)

第6条 生活維持・地域型サービスの委託料は、別表で定める額に100分の

90を乗じた額とする。

2 法第59条の2第1項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者（次項に掲げる者を除く。）に係る委託料について前項の規定を運用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する所得の額が同項の政令で定める額以上の所得を有する者に係る委託料について前項の規定を運用する場合においては、前項中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

（利用料金）

第7条 生活維持・地域型サービスの利用に係る利用料金は、別表で定める額から、前条による委託料を控除した額とする。ただし、食糧費その他の実費については利用者の負担とすることができる。

（賠償の免責）

第8条 生活維持・地域型サービスの実施に関して生じた事故による損害については、特別な理由がある場合を除くほか、市は賠償の責を負わない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行日）

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の第6条の規定は、施行の日以後に利用対象者が受けたサービスの委託料について適用し、同日前に利用対象者が受けたサービスの委託料については、なお従前の例による。

別表 （生活維持・地域型サービスの単価）

サービスの名称	利用対象者1人あたりの単価
生活維持型（サービスを提供する所要時間が4時間から7時間）	3, 300円
生活維持・短時間型（サービスを提供する所要時間が2時間から3時間）	2, 500円